

熊本県森林災害復旧事業実施要領

第1 趣旨

森林災害復旧事業（以下「事業」という。）の実施及び事務取扱については、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱（昭和56年4月17日付け56林野造第52号。以下「要綱」という。）、激甚災害に係る森林災害復旧事業実施要領（昭和56年4月17日付け56林野造第53号）、激甚災害に係る森林災害復旧事業実施要領の運用について（昭和56年8月29日付け56林野造第300号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 被害報告

- 1 市町村長は、当該市町村の区域内において激甚災害に相当すると見込まれる災害が発生したときは、別表1のとおり被害報告書を所管地域振興局長（熊本市にあつては、林務水産部長。以下「地域振興局長等」という。）を經由して知事に提出しなければならない。
- 2 地域振興局長等は、前項の被害報告書の提出を受けた場合、その内容を調査又は審査し、速やかに知事に報告するものとする。

第3 事業の実施主体

事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村
- (2) 森林組合
- (3) 生産森林組合
- (4) 森林組合連合会
- (5) 森林整備法人
- (6) 森林法施行令第11条第7号に定める団体
- (7) 民法第34条の規定により設立された公益法人（造林事業を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）
- (8) 造林事業を行う一部事務組合及び財産区

第4 事業の内容

事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害木等の伐採及び搬出
- (2) の跡地造林と一体的に行うことが必要な激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であつて当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出（搬出

に必要な碎断及び集積を含む。)であって、別紙「森林災害復旧事業の技術的基準」(以下「技術的基準」という。)に適合して行われるもの(以下「被害木等の整理」という。)

ただし、事業期間は、災害発生年度及びこれに続く3箇年以内とする。

(2) 被害木等の伐採跡地における造林

被害木等の伐採跡地における森林の復旧を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業であって、技術的基準に適合して行われるもの(以下「跡地造林」という。)

(3) 倒伏した造林木の引き起こし

激甚災害により倒伏した造林木の引き起こしであって、技術的基準に適合して行われるもの(以下「倒木起こし」という。)

(4) 作業路の開設

(1)～(3)までの作業を行うために必要な作業路の開設。

第5 事業の実施区域

事業を実施できる区域は、激甚災害法施行令第23条の2第2項に基づき農林水産大臣が告示した市町村の区域内の激甚災害を受けた人工林の区域のうち、次の基準に該当するものの区域であって、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備状況からみて、当事業を一体として行うことが必要と認められるおおむね5ヘクタール以上の区域とする。

(1) 被害木等の整理及び跡地造林を必要とする人工林にあつては、次のいずれかに該当する森林であつて、その樹木のうち激甚災害を受けたものの本数割合がおおむね50パーセント以上のもの又は緊急に跡地造林を要する程度に被害を受けたもの。

ただし、知事が特に必要と認めた場合には、激甚災害を受けたものの本数割合が30パーセント以上のものを対象とすることができる。

ア 保安林、保安林予定森林及び森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定する森林(以下「制限林」という。)

イ 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林施業計画の対象となっている森林

(2) 倒木起こしを必要とする人工林にあつては、次のいずれかに該当する森林であつて、その林齢が原則として11年生以上(これと同程度の樹高を有するものを含む。)であり、かつ、その樹木のうち激甚災害を受けたものの本数割合がおおむね50パーセント以上のもの。

ア (1)のアの森林

イ (1)のイの森林

ウ その他倒伏した造林木の引き起こしを緊急に必要とする森林で、倒木起こしを行うことが、その有する公益的機能の維持確保に資すると認められるもの。

第6 森林災害復旧事業補助計画概要書の提出

市町村長は、当事業の補助を受けようとする場合には、森林災害復旧事業補助計画

概要書（別記様式第2号。以下「計画概要書」という。）を農林水産大臣の告示のあった日から25日以内に知事に提出しなければならない。

第7 事業費の決定等

- 1 知事は、農林水産大臣から要綱第8の1に基づく事業費等の決定通知があったときは、当該決定通知に基づき市町村ごとの事業費等を決定し、その結果を別記様式第3号により市町村長に通知するものとする。
- 2 1の通知があったときは、計画概要書は森林災害復旧事業補助全体計画書（以下「全体計画書」という。）と読み替えるものとする。
- 3 市町村長は、全体計画書の内容を変更しようとするときは、変更計画承認申請書（別記様式第4号）に森林災害復旧事業補助変更全体計画書（別記様式第2号の別紙及び付表）を添え、知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、3の変更全体計画書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは承認し、別記様式第5号により市町村長に通知するものとする。

第8 年度計画等

- 1 市町村長は、毎年度、全体計画書に基づき、当該年度に実施する事業に係る森林災害復旧事業補助年度計画承認申請書（別記様式第6号。以下「年度計画書」という。）を作成し、知事に提出してその承認を受けなければならない。
- 2 知事は、1の年度計画書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは承認し、別記様式第7号により市町村長に通知するものとする。
- 3 市町村長は、年度計画書の内容を変更しようとするときは、森林災害復旧事業補助年度変更計画承認申請書（別記様式第6号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

この場合においては、2の規定を準用するものとする。

第9 しゅん工検査

交付要項第5条第1項に規定する書類検査及び現地検査（しゅん工検査）は、別に定める熊本県造林事業等しゅん工検査要領に基づき行うものとする。

第10 補助金の査定

1 補助対象事業の経費及び補助金

補助対象事業の経費及び補助金は、次により算出した額とする。

(1) 経費

知事が行うしゅん工検査により確定した補助金の交付の対象となる面積に、2に定める1ヘクタール当たりの類型別標準単価を乗じて得られた額（以下「標準経費」という。）とする。

(2) 補助金額

標準経費に補助率を乗じて得られた額とする。

ただし、作業路の開設に係る補助金額は、査定された額と実行経費とのいずれか低い額とする。

2 類型別標準単価

類型別標準単価は、次により、毎年度予算の範囲内で知事が定めるものとする。

- (1) 類型区分は、別表2のとおりとする。
- (2) 諸掛費率については、毎年度、予算の範囲内で知事が定め、類型別標準単価に加算するものとする。

3 調整率

知事は、2の類型別標準単価を調整するために、調整率を用いることができるものとする。

ただし、調整率は、補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

第11 書類の保管

市町村長は、計画及び補助金に関する書類を当該年度の翌年度から起算して5年間管理保管しなければならない。

第12 書類の経由

この要領に基づき市町村長が知事に提出する書類は2部（熊本市にあっては1部）とし、所管地域振興局長等を経由して提出するものとする。

第13 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 熊本県森林災害復旧事業実施要領（平成4年1月16日制定）は、廃止する。
- 2 この要領は、平成12年1月11日から施行し、平成11年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成12年6月12日から施行し、平成12年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成13年4月27日から施行し、平成13年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成14年7月9日から施行し、平成14年度事業から適用する。

森林災害復旧事業の技術的基準

1 被害木等の整理及び跡地造林

市町村森林整備計画に定める施業内容によるほか、次の基準に準拠した施業を行う。
ただし、制限林にあつては、上記の施業によるほか、当該制限林の指定施業要件等により施業を行う。

- (1) 被害木の伐採は、植栽木の生育に必要な林内照度を十分に確保するものであること。(被害木の
本数伐採率90%以上)
- (2) 植栽木の品種・系統は、気象等災害に抵抗性のあるものであること。
- (3) 跡地造林箇所の植栽本数等については、次の表によるものとする。

本数 被害率	植栽本数等
70%以上	跡地造林箇所の植栽本数は、おおむね市町村森林整備計画において定められている標準的な植栽本数以上であること。
50%以上 ～ 70%未満	(1) 原則として生立木を残存させるものであること。 (2) 跡地造林箇所の植栽本数は、おおむね市町村森林整備事業計画において定められている標準的な植栽本数に10分の6を乗じた本数以上であること。
30%以上 ～ 50%未満	(1) 原則として生立木を残存させるものであること。 (2) 跡地造林箇所の植栽本数は、おおむね市町村森林整備事業計画において定められている標準的な植栽本数に10分の4を乗じた本数以上であること。

(注) 復旧した森林については、つる切、除間伐等の施業が市町村森林整備計画に基づき適正に行われること。

2 倒木起こし

本数 被害率	林分の平均樹高	
	1.5 m 以上 ～ 3.0 m 未満	3.0 m 以上
おおむね 50%以上	次の基準に準拠した施業を行う。 (1) 原則として人力による起こしであること。 (2) 原則として縄、テープ等により固定されること。 (3) 根踏みが実施されること。	次の基準に準拠した施業を行う。 (1) 原則として機械器具による起こしであること。 (2) 縄、テープ等により固定されること。 (3) 根踏みが実施されること。

(注) 復旧した森林については、つる切、除間伐等の施業が市町村森林整備計画に基づき適正に行われること。

別表 1

提出書類	様式	提出部数	提出期限	摘 要
1 災害発生通知	電話等		災害発生後直ちに	災害の種類、発生日時、発生場所、被害の程度
2 被害速報	別記様式第1号	1	1～2日ごとに第3報まで	
3 被害概況報告	別記様式第1号	1	被害発生後7日以内	気象概要、被害状況図（5万分の1地形図）
4 被害確定報告	別記様式第1号	1	被害発生後25日以内	気象概要、被害状況図（5万分の1地形図）

別表 2 - (1) (計画概要書及び査定資料用)

事業名	事業区分	類型区分	類型区分の定義	摘要
森林災害復旧事業	被害木等の整理	整-1	蓄積 50% / ha未満	
		整-2	蓄積 50~100% / ha未満	
		整-3	蓄積 100~150% / ha未満	
		整-4	蓄積 150~200% / ha未満	
		整-5	蓄積 200~250% / ha未満	
		整-6	蓄積 250~300% / ha未満	
		整-7	蓄積 300~350% / ha未満	
		整-8	蓄積 350~400% / ha未満	
		整-9	蓄積 400% / ha以上	
	跡地造林	造-1	植栽本数 3,000本 / 未満	
		造-2	植栽本数 3,000本 / 以上	
	倒木起こし	倒-1	樹高 1.5m以上 3.0m未満	
		倒-2	樹高 3.0m以上 4.5m未満	
		倒-3	樹高 4.5m以上	
	作業路開設	一般	車道幅員 3.0m以下	

別表 2 - (2) (年度計画及び事業実施用)

事業名	事業区分	類型区分	類型区分の定義	摘要
森林災害復旧 事業	被害木等の整理	整-1	蓄積 50% / ha未満 (25)	伐木集積 林外搬出
		整-2	蓄積 50~100% / ha未満 (75)	伐木集積 林外搬出
		整-3	蓄積 100~150% / ha未満 (125)	伐木集積 林外搬出
		整-4	蓄積 150~200% / ha未満 (175)	伐木集積 林外搬出
		整-5	蓄積 200~250% / ha未満 (225)	伐木集積 林外搬出
		整-6	蓄積 250~300% / ha未満 (275)	伐木集積 林外搬出
		整-7	蓄積 300~450% / ha未満 (375)	伐木集積 林外搬出
		整-8	蓄積 450% / ha以上	伐木集積 林外搬出
	跡地造林	造-1	植栽本数 3,000本 / 未満	
		造-2	植栽本数 3,000本 / 以上	
	倒木起こし	倒-1	樹高 1.5m以上 3.0m未満	
		倒-2	樹高 3.0m以上 4.5m未満	
		倒-3	樹高 4.5m以上	
	作業路開設	一般	車道幅員 3.0m以下	

被害報告書

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事

様

申請者 住所
氏名 印

平成 年 月 日から 月 日までの（異常な自然現象等名）により、森林に下記のとおり災害が発生しましたので、熊本県森林災害復旧事業実施要領第2の1の規定により報告します。

（速報、概況、確定報告）

市町村	森林被害				積 等				摘要
	折損被害		倒伏被害		被害面積		積 等		
被害区域面積	要復旧面積	被害額	被害区域面積	要復旧面積	被害区域面積	被害額	要復旧面積	被害区域面積	被害額
ha	ha	千円	ha	ha	ha	千円	ha	ha	千円

- （注）
- 1 森林被害とは、樹木に係る被害とする。
 - 2 被害区域面積は小班を単位とし、本数被害率30%以上の区域に係る森林につき計上する。
ただし、小班の面積が大きい場合は、適宜に区画できるものとする。
 - 3 要復旧面積は、被害区域面積×本数被害率とする。
 - 4 被害額は、次の見積によるものとする。
 (1) 雪害等の被害で倒木起こしにより復旧可能な被害の場合
 倒木起こしに要する経費（復旧経費）
 (2) 倒木起こしにより復旧不可能な場合
 ① 1～10年生：立木費用額による。 ② 11～20年生：グラウゼル式による。 ③ 21年生～：市場逆算額による。
 (3) 積雪地域の被害については、特に毎年経営的に認められる被害の分を除く。

森林災害復旧事業補助計画概要書

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

申請者 住所
氏名 印

平成 年 月 日から 月 日にかけて発生した〇〇災害により被害を受けたので、熊本県森林災害復旧事業実施要領第6の規定により、森林災害復旧事業復旧事業補助計画概要書を別紙のとおり提出します。

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

激甚災害に係る森林災害復旧事業に関する事業費の決定通知に
ついて（ 年 災）

このことについて、別紙写しのとおり農林水産大臣から事業費の決定通知がありました。

つきましては、貴市（町村）分の事業費を別添のとおり決定しましたので通知します。

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事

様

申請者 住所
氏名

印

森林災害復旧事業補助変更計画承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で決定通知のありました森林災害復旧事業について、別紙のとおり変更したいので、承認されるよう熊本県森林災害復旧事業実施要領第7の3の規定に基づき申請します。

(注) 森林災害復旧事業費増減表(別紙)、森林災害復旧事業補助変更全体計画書(別記様式第2号の別紙)及び森林災害復旧事業補助全体計画書の年度別内訳表(別記様式第2号の付表)を添付する。

別紙

森林災害復旧事業費増減表

市町村名：

決定額	前回までの 変更改訂額	今回変更 増減(△)額	今回変更 改訂額	摘 要
A 千円	B 千円	千円 C=D-B C=D-A	D 千円	

(注) 摘要欄には、変更の事由を簡潔に記述する。

平成 年 月 日
第 号

様

熊本県知事

印

森林災害復旧事業補助変更全体計画承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました森林災害復旧事業補助変更全体計画については、熊本県森林災害復旧事業実施要領第7の4の規定に基づき承認します。

平成 年 第 月 号 日

熊本県知事 様

申請者 住所
氏名 印

森林災害復旧事業補助（変更）年度計画承認申請書

このことについて、別紙のとおり森林災害復旧事業補助（変更）年度計画を作成しましたので、承認されるよう熊本県森林災害復旧事業実施要領第8の1（3）の規定に基づき申請します。

（注）不要な文字は、抹消する。

平成 年 第 月 号 日

様

熊本県知事

印

森林災害復旧事業補助(変更)年度計画承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました森林災害復旧事業補助(変更)年度計画については、熊本県森林災害復旧事業実施要領第8の2の規定に基づき承認します。

(注) 不要な文字については、抹消すること。